

国際会計基準審議会 御中

2007 年 11 月 16 日

ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」に対するコメント

我々は、保険契約プロジェクトに関する国際会計基準審議会（IASB）の長年にわたる努力に敬意を表するとともに、ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）の中に設けられた国際対応専門委員会のものである。

1. 総論

1. 我々は、保険契約に関する現行会計実務の多様性を解消し、一貫性のある枠組みを提供する会計基準の開発を目指す、IASB の保険契約プロジェクトの目的に賛同する。
2. 保険契約プロジェクトにおいて取り扱われる論点は、IASB の他の検討中のプロジェクト（例えば、概念フレームワーク、収益認識、公正価値測定、財務諸表の表示、金融商品）と密接な関係を有している。我々は、保険プロジェクトにおける検討を進めることが、こうした他のプロジェクトに対しても有用なインプットをもたらすであろうと考えている。
3. 一方で、他のプロジェクトから保険契約プロジェクトに対するインプットも非常に重要である。我々は、保険契約は、DP 第 18 項に示されているように、様々な会計上の論点を抱えている複雑な契約であると考えている。我々は、異なる経済的実態を持つ事象については異なるように会計処理がなされる必要があることを理解しているものの、場合によっては、保険契約プロジェクトの導きの糸になるだろうより汎用性のある他の関連するプロジェクトの進捗を待つことが必要であると考えている。
4. 我々は、DP で示されている 3 つのビルディング・ブロックを用いた測定が、保険負債の評価にとって一定の意義があることを認めているが、そのことをもって、当該測定方法を採用することが十分に正当化されるとは考えていない。本来、測定属性は測定対象の性質によって決定されるべきである。活発な市場があるとは言えない保険契約に関して、当該測定方法が、特に業績の評価として、利用者にとってrelevantな情報を提供するのかという点については、他の関連するプロジェクト（特に収益認識プロジェクト）の進捗を踏まえ、今後さらに検討を行っていく必要があると考えている。
5. 以下の 2. では、IASB における今後の検討の参考となることを期待して、主な質問項目についてコメントをしている。

2. 各論（主な質問項目別コメント）

第3章：測定－主要問題

- Q2 保険者は、当該保険者が有するすべての保険負債を、以下の3つのビルディング・ブロックを用いて測定すべきか。
- (a) 契約上のキャッシュ・フローの、明示的で、バイアスのない、市場と整合的で、確率によって加重された現在の見積り
 - (b) 貨幣の時間価値について将来キャッシュ・フローの見積りを調整する、現在の市場における割引率
 - (c) 市場参加者がリスク負担に対して要求するマージン（リスク・マージン）、及び（もしあれば）その他のサービスに対して要求するマージン（サービス・マージン）の明示的でバイアスのない見積り
- そうではない場合に、提案するアプローチは何か、それはなぜか。

6. 我々は、上記の3つのビルディング・ブロックを用いた測定が、保険契約から生じる権利と義務から発生するキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関して、財務諸表の利用者にレリバントな情報を提供するという理由で、当該測定が信頼性をもって（説得的証拠をもって）行われることができる環境が今後整備されることを前提として、当該測定方法をさらに検討していくことを支持する。
7. しかしながら、貸借対照表上における負債の評価としてこの測定方法が一定の意義を持つと考えとしても、そのことをもって、当該測定方法を採用することが十分に正当化されるとは言えない。我々は、保険者の業績を測る目的上どのような評価が適切なのかという観点にも注目する。資産・負債の評価を重視するとしても、収益認識の観点からの検討も合わせて行う必要があると考える。（この点に関しては、Q5 及び Q20 の回答にも関連している。）
8. また、我々は、ベネフィットとコストとの均衡の観点にも注目する。3つのビルディング・ブロックを用いたアプローチが保険契約に関してレリバントであるとしても、特に多くの短期契約に関して、より廉価に現在出口価値の合理的な近似値である未経過保険料が入手可能であるとすれば、一定の比較的に簡易なテストをパスすることを前提にこれを許容すべきではないかと考える。DP 第 112 項がこの点に言及しているが、今後さらに明確化する必要がある。なお、この点は、保険プロジェクトにおける保険契約者の会計の今後の検討や、保険契約に関する測定属性と収益認識プロジェクトにおける測定属性（顧客対価アプローチ）の検討にも関連があるものと考えられる。

第3章：測定－主要問題

- Q4 保険者によって請求される実際の保険料はマージンの較正において何か役割を果たすべきか。また、それはなぜか。以下の案のうち、どれを支持するかコメントをください。
- (a) 保険者は、負債十分性テストを前提として、実際の保険料（関連する新契約費を控除）に合うようにマージンを直接的に較正すべきである。結果として、保険者は保険契約の開始時に利益を認識しないことになる。
 - (b) 実際の保険料（関連する新契約費を控除）に非明示的に含まれているマージンは市場参加者が要求するマージンと整合的であるという、反証可能な推定を置くべきである。このアプローチを選好する場合、推定を覆すために必要とされる証拠は何か。
 - (c) 保険料（関連する新契約費を控除）は、市場参加者が要求するであろうマージンの証拠を提供するかもしれないが、その地位は他の考えられる証拠以上のものではない。ほとんどの場合、保険契約には、市場参加者の要求と整合的なマージンが付与されていると予想される。したがって、契約開始時に重要な利益又は損失が発生するように見える場合、さらなる調査が必要とされる。しかしながら、さらなる調査の後、保険者が、リスクとサービスに関して見積られた市場価格が、保険者が請求する保険料に非明示的に含まれている価格と相違すると結論を出した場合、保険者は契約開始時に利益又は損失を認識することになるだろう。
 - (d) その他（具体的に説明してください。）

9. 本件の回答は、信頼性のある客観的なマージンが入手可能であるかどうかの前提に依存しているものと思われる。仮に入手可能であると前提をおくのであれば、できる限り市場と整合的な測定を重視する観点からは、(c)とすることが適切と考えられるが、その信頼の程度によっては、(a)や(b)が適切な場合も考えられるかもしれない。我々は、活発な市場が存在するとは言えないすべての保険契約に関して(c)の方法が適切であるかどうかについて、実行可能性の観点を含め、さらに検討が必要であると考えている。（Q5 の回答を参照のこと。）

第3章：測定－主要問題

- Q5 本ペーパーでは、保険負債の測定属性は残存する契約上の権利と義務を直ちに他の企業に移転するための対価として保険者が報告日時点で支払うことを見込む額であるべきだと提案している。本ペーパーではこの測定属性を「現在出口価値」と呼んでいる。
- (a) 保険負債の当該測定属性は適当か。そうである場合又はそうでない場合に、それはなぜか。そうではない場合、どの測定属性を支持するか、また、それはなぜか。
 - (b) 「現在出口価値」はこの測定属性に最もふさわしい名称か。そうである場合又はそうでない場合に、それはなぜか。

10. パラグラフ 93 項において、保険負債の現在出口価値は「残存する契約上の権利と義務を直ちに他の企業に移転するための対価として保険者が報告日時点で支払うことを見込む額」と定義されているが、当該保険負債には活発な市場が存在しないので、現実の世界では、直ちに第三者たる企業に移転することができない。
11. 我々は、DP で示されている 3 つのビルディング・ブロックを用いた測定が、保険契約

から生じるキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関して、財務諸表の利用者にレリバントな情報を提供するという理由で、その一定の意義を認める。しかしながら、我々は、貸借対照表上における負債の評価としてそれが一定の意義を持つと考えられるとしても、活発な市場が存在するとは言えない保険契約について市場で観察されない数値により測定されることによって損益（デイ・ワン損益及び再測定による損益）が発生することが、本当に利用者にとってレリバントな情報（業績情報）を提供するのかという点については、他の関連するプロジェクトの進捗を踏まえ、さらに検討を行っていく必要があると考えている。

12. 前項のコメントに関して、我々は、本来、測定属性は測定対象の性質によって決定されるべきであると考えている。現在 IASB では収益認識に係るプロジェクトが進められているが、保険契約の会計について、当該プロジェクトの検討内容とどのように整合性を考えるのかについては、特に今後の検討において明らかにしていく必要があると考える。
13. もう一つの問題は、市場を基礎とする測定の実行可能性である。ボードの予備的見解では、3つのビルディング・ブロックの要素である将来のキャッシュ・フロー、割引率及びマージンについての見積もりは、観察可能な市場価格と可能な限り整合性があることを要求しているが、それはあくまで仮想の市場、仮想の市場参加者を想定し、現在出口価値を算定することになる。しかしながら、当該算定には、実務上、自社の独自のインプットを利用せざるを得ないケースが多いのではないかという見方もある。この場合、それは企業固有価値に近似する。
14. できる限り市場と整合的な現在出口価値を志向するとしても、例えば、DP 第 62 項において、保険者が企業自身のサービス・コストの見積りを使用することが予測されているように、現在出口価値を測定する際に、企業固有の見積り要素をどの程度排除することが実務上可能なのかについては、今後さらに検討を行う必要がある。

第 4 章：測定—保険契約者の行動、顧客関係及び新契約費

- Q6 本ペーパーでは、「有利な保険契約者の行動」とは、保険者にとって正味の経済的便益を発生させるように保険契約者が契約上のオプションを行使することとしている。有利な保険契約者の行動の結果として得られる期待将来キャッシュ・フローについて、保険者は、
- (a) それらを、独立して認識される顧客関係資産の現在出口価値の中に組み込むべきか。そうである場合又はそうでない場合に、それはなぜか。
 - (b) それらを、保険負債の現在出口価値の中に、それらを減額するものとして、組み込むべきか。そうである場合又はそうでない場合に、それはなぜか。
 - (c) それらを認識しないか。そうである場合又はそうでない場合に、それはなぜか。

15. 我々は、保険者は有利な保険契約者の行動の結果として得られる期待将来キャッシュ・フローを保険負債の測定に組み込むべきであると考えており、(b)を支持する。DP

はポートフォリオを会計単位とする考え方を採っている。そうであるならば、ポートフォリオ単位の測定において現実的に見込まれる将来キャッシュ・フローに基づいた測定を行うべきである。我々は、この現実的に見込まれる将来キャッシュ・フローは、ポートフォリオ単位での測定を認める限りにおいて、個々の契約から生じる契約上の権利の総体を意味するものとする。 (現実的に見込まれる将来キャッシュ・フローの規準については、Q7 の回答を参照のこと。)

16. 「有利な保険契約者の行動」を顧客関係として捉えることは、IAS 第 38 号で許容されていない種類の内部的に創出される無形資産を認識して以後再測定する考え方であるため、我々はこの考え方に反対する。

第 4 章：測定－保険契約者の行動、顧客関係及び新契約費

- Q7 有利な保険契約者の行動に関連して保険者が認識すべきキャッシュ・フローを決めるための、考えられる規準の一覧は以下のとおり。どの規準を審議会は適用すべきか、また、それはなぜか。
- (a) 保険契約者が、保証された被保険権利を維持するために行わなければならない支払いから生じるキャッシュ・フロー（当該保険料から生じる追加的な給付金を控除する）。審議会はこの規準を支持し、保証された被保険権利を、保険契約者がリスク・プロファイルを再確認されることなく、契約上拘束された価格で、補償が継続されることを認める権利として定義する。
 - (b) 保険者がキャッシュ・フローを強制することができるかどうかは関係なく、既存契約から生じるすべてのキャッシュ・フロー。もしこの規準を支持するならば、どのようにして既存契約と新規契約とを区別することとなるのか。
 - (c) 既存契約の契約上の条件に由来する商業的実体を有するすべてのキャッシュ・フロー。（すなわち、キャッシュ・フローのリスク、金額又は時期を有意に修正することにより、当該契約の経済的意味に明らかな影響を及ぼすキャッシュ・フロー）
 - (d) 契約上拘束された価格で、(i) 保険リスク又は金融リスクを負担するために、又は(ii) その他のサービスを提供するために、保険者に待機することを強制するすべての保証に関する権利を維持する目的で、保険契約者が行わなければならない支払いから生じるキャッシュ・フロー。(a)に記載された規準が保険リスクのみに関係するのに対して、この規準はすべての契約上の保証に関係する。
 - (e) 有利な保険契約者の行動に関係するキャッシュ・フローは認識しない。
 - (f) その他（具体的に説明してください。）

17. 我々は(c)を支持する。Q6 に対する回答で示したように、一定の将来保険料を反映させることは保険負債の測定において重要であるが、(a)の規準があらゆる保険商品において普遍的に適用可能なかどうかについては現時点で判断が難しい。この点に関して、(c)は(a)よりも、より広く一般的に適用可能であると思われる。我々は、(契約者の)保証された被保険権利の存在が、あるキャッシュ・フローが既存契約の条件に由来する商業的実体を有するキャッシュ・フロー（すなわち(c)）にあたるかどうかを判断する際の、一つの規準となり得ることには同意する。

18. なお、(d)には(a)から(c)までとは別の論点が含まれている。(d)はサービス要素に係

る将来キャッシュ・インフローを負債の測定に反映することを意味するため、他の会計基準との整合性の点で問題が残される。この点については、今後、収益認識プロジェクトからのインプットが期待される。

第5章：測定—その他の問題

Q11 リスク・マージンは、

- (a) 保険契約のポートフォリオに対して決定されるべきか。そうである場合又はそうでない場合に、それはなぜか。賛成の場合、ポートフォリオは IFRS 第4号のように（おおよそ類似のリスクに晒され、単一のポートフォリオとして一体管理される契約のポートフォリオと）定義されるべきか。そうである場合又はそうでない場合に、それはなぜか。
- (b) ポートフォリオ間の分散（及び逆相関）の効果を反映すべきか。そうである場合又はそうでない場合に、それはなぜか。

- 19. リスクのプール（プール全体としての行動について合理的な見積りが可能となるように適度に類似性のあるリスクから構成される均衡のとれたポートフォリオを構築すること）は保険業の本質であり、プーリングは保険者の利益の源泉である。
- 20. 我々は、プーリングによって十分にリスクが分散された保険契約群の権利・義務を適切に測定するためには、リスク・マージンを個々の保険契約ごとに対して決定するよりもポートフォリオに対して決定することがより適切であると考ええる。
- 21. しかしながら、上記によった場合、結果的に、ポートフォリオをどのように構築するかによってリスク・マージンが異なることとなる。このことは、ポートフォリオを組み換えることによって、リスク・マージンが変わり、損益が発生し得ることを意味する。また、取引価格にポートフォリオ間の分散や、企業に固有の価値が反映されている場合には、契約当初に損失が発生することがあり得る。このような問題点を考慮し、測定の単位となるポートフォリオをどのように定義するべきかについては、今後さらに検討が必要であると思われる。

第5章：測定—その他の問題

Q13 保険契約が預金要素又はサービス要素を含んでいる場合、保険者はそれらを分離すべきか。そうである場合又はそうでない場合に、それはなぜか。

- 22. 保険契約が保険要素と預金要素の両方を有している場合には、各構成要素に相互依存関係がないかほとんどない場合に限り、分離すべきと考える。それ以外の場合には分離すべきではないと考える。

第5章：測定—その他の問題

- Q14 (a) 負債の現在出口価値は、その信用特性を改善も悪化もしない場合の移転価格であるか。そうである場合又はそうでない場合に、それはなぜか。
- (b) 保険負債の測定は、(i)契約開始時の信用特性及び(ii)その影響のその後の変動を反映すべきか。そうである場合又はそうでない場合に、それはなぜか。

23. 保険負債に限らず負債の測定に保険者（債務者）自身の信用リスクの変動を反映させることに反対する。
24. 概念的に、債務者の信用リスクの変動が負債の「公正価値」の変動の一部であるとしても、活発な市場が存在するような非常に限定された場合を除きその影響を負債の帳簿価額に反映するべきではない。
25. 負債一般に関する再測定に企業自身の信用リスクを反映させることについては、次のような懸念があると我々は考えている。
- 企業自身の信用状況に基づく測定は、継続企業を前提とする場合に、企業がすべての負債を完全に弁済することを意図しているという事実と矛盾する。
 - 企業の信用状況の低下は、一般に未認識の資産、すなわち自己創設のれんの価値の損失として同時に発生する。価値の損失は費用として報告されないため、負債に関する影響に関連して利益を認識することは誤解を招く恐れがある。
 - 企業がその他の当事者に負債を移転することにより利得を実現できる状況がない限り、自分自身の信用状況によって負債の帳簿価額を調整することは不適切である。例えば、市場性のない借入金の場合、自己の信用リスクが高くなって当該負債の公正価値が下がることにより利得を実現できるような状況は、そもそも想定できない。
 - 自分自身の信用評価の調整は、信頼性をもって測定することはできない場合が多い。

第5章：測定—その他の問題

Q15 付録 B は、提案されている保険負債の取扱いと IAS 第 39 号における現行の金融負債の取扱いとの間の不整合を識別している。審議会はこれらの不整合を避けるために、金融負債の全部又は一部の取扱いを変更することを検討すべきか。また、それはなぜか。

26. 我々は、IASB がすべての金融商品について純利益を通じて公正価値で測定することを長期目標として設定していることを承知しているが、保険負債の議論に基づいて金融負債の取扱いを変更することには同意しない。
27. 保険負債の取扱いと金融負債の取扱い（IAS 第 39 号）を整合させるべきか否かは、保険契約と他の金融商品の性質の差異をどのように見るのかによって異なる結論となる。仮に、保険契約と他の金融商品の性質の間に会計上の測定属性を変える程の差異がないとするならば、金融商品のプロジェクトからのインプットを待って、金融負債の取扱いとの整合性から保険負債の取扱いを考える必要があるものと我々は考える。

第7章：保険負債の変動

Q20 損益計算書は、保険負債の変動から生じるすべての収益(income)と費用を含むべきか。そうである場合又はそうでない場合に、それはなぜか。

28. 上述のように、我々は、3つのビルディング・ブロックを用いた測定（現在価値アプローチ）が、保険契約から生じる権利と義務から発生するキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関して、財務諸表の利用者にレリバントな情報を提供するという理由で、その一定の意義を認めている。しかしながら、それが信頼性をもって測定されることが可能であって、貸借対照表上の評価としては現在価値アプローチが適当であるとしても、損益計算書上の評価として保険負債の変動をすべて純利益の中に含めることについては、現段階では、同意しない。
29. 我々は、保険負債が市場価値を有する場合や運用資産の市場価値に連動している場合を除き、保険負債の変動のすべてを純利益に含めることは適切ではないのではないかと考えている。
30. 我々は、活発な市場が存在しないとされる保険負債の変動をどのように収益(income)又は費用として捉えるかについては、収益認識プロジェクトの検討や金融負債の取扱いとの整合性の観点から、ひいては財務諸表の利用者にとって有用な情報を提供するという財務諸表の目的の観点から、今後十分に検討がなされる必要があると考えている。

その他の事項

Q21 本ペーパーに対してその他のコメントはあるか。

31. 我々は、今般の DP に示されている取扱いはこれまでの会計実務を大きく変更するものと考えられることから、今後、アクチュアリーのような専門家によってデファクト・スタンダードとなる保険負債の測定方法が開発されること、また、最終の基準化までの適切な時期に、十分なフィールド・テストを実施することが必須であると考えている。

我々は、我々のコメントが IASB の議論に貢献することを希望する。

西川 郁生

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 委員長